

○登米市再生可能エネルギー設備導入支援事業補助金交付要綱

平成27年10月30日

告示第317号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市における再生可能エネルギーの導入を促進し、地球温暖化防止のためのカーボンニュートラル実現に資するため、住宅等に再生可能エネルギー設備を設置する市民等に対し、予算の範囲内で登米市再生可能エネルギー設備導入支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、登米市補助金等交付規則（平成17年登米市規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 木質バイオマス燃焼機器 ペレット、薪等を燃料として使用する設計及び仕様である暖房機及びボイラーをいう。
- (2) 住宅等 自ら居住するための住宅、自己の所有する別荘及び事業の用に供する建物（住宅を兼ねる場合を含む。以下「事業用建物」という。）をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業は、木質バイオマス燃焼機器の設置等を行う事業とする。

(交付要件等)

第4条 前条の補助対象事業に係る補助金の交付要件、補助対象者、補助対象経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(申請受付期間等)

第5条 補助金の交付の申請を受け付ける期間は、当該年度の4月1日から3月10日までの間とする。ただし、4月1日又は3月10日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たる場合は、それぞれその翌日とする。

2 市長は、申請を先着順に受け付けるものとし、補助金の交付申請額の合計が予算の範囲を超えるときは、前項の期間内であっても、受付を停止するものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、登米市再生可能エネルギー設備導入支援事業補助金交付申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

2 規則第3条第3号に規定する書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象経費の内訳が記載された工事請負契約書、売買契約書又は見積書の写

し

- (2) 当該補助対象機器設置場所の現況写真及び配置予定図
- (3) 補助対象機器を設置しようとする建物が申請者の所有するものでない場合にあっては、当該建物の所有者の承諾書（様式第2号）
- (4) 補助対象機器が確認できるカタログ及び仕様書の写し
- (5) 市税を滞納していないことを証する書類
- (6) 申請者が事業者である場合にあっては、市内に事業所又は事務所を有することを証する書類
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（変更等の承認）

第7条 規則第6条の規定による補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は補助対象事業の内容を変更するとき、又は補助対象事業を中止若しくは廃止しようとするときは、登米市再生可能エネルギー設備導入支援事業補助金変更等承認申請書（様式第3号）により市長に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる重要な変更以外の軽微な変更にあつては、この限りでない。

- (1) 補助金交付決定額の変更
- (2) 補助対象機器の変更

2 計画変更を行う場合、補助金交付申請額が増額されることはないものとする。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、登米市再生可能エネルギー設備導入支援事業補助金実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 補助対象事業の完成写真
- (2) 補助対象経費の支払に係る領収書の写し及び内訳書
- (3) 補助対象機器が設置された住宅を購入した場合にあっては、当該住宅の建築確認済証の写し及び住宅が確認できる立面図
- (4) 別荘に設置する場合又は補助対象機器が設置された別荘を購入した場合にあっては、補助事業者が当該補助対象機器を設置した建物等を所有していることを証明する登記事項証明書
- (5) 補助金振込先金融機関の口座通帳の写し
- (6) 申請時に市内に住所がない者は、補助対象機器を設置した住宅に居住していることがわかる住民票の原本（発行日から3か月以内のものに限る。）

（手続代理者及び手続代行者）

第9条 申請者は、第6条及び第7条の規定による申請並びに前条の規定による実績報告について、行政書士又は行政書士法人（以下「手続代理者」という。）又は法

令に反しない限りにおいて対象機器を販売する者（以下「手続代行者」という。）
に対してそれぞれこれらの手続の代理又は代行を依頼することができる。

2 手続代理者及び手続代行者は、依頼された手続を誠意をもって実施するものとする。
この場合において、申請者及び補助事業者に関して得た情報は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って取り扱うものとする。

3 市長は、手続代理者又は手続代行者が第1項に規定する手続を偽りその他不正の手段により行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施することができる。
（現地調査等）

第10条 市長は、補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るため、必要に応じて補助事業者、手続代理者及び手続代行者に対して報告を求め、又は現地調査等を行うことができるものとする。

（書類の整備）

第11条 補助事業者は、補助対象事業の施行及び収支の状況に関する書類、帳簿等を、当該補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度から1年間保存しなければならない。

（取得財産の処分の制限）

第12条 補助事業者は、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度の末日までにおいては、補助対象機器を処分してはならない。ただし、あらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りでない。

2 補助事業者は、前項ただし書の承認を受けようとするときは、登米市再生可能エネルギー設備導入支援事業補助対象機器財産処分承認申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（平成29年3月30日告示第85号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月27日告示第278号）

この告示は、平成29年12月27日から施行する。

附 則（平成30年12月25日告示第252号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、同年3月31日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 23 日告示第 73 号）

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 12 月 28 日告示第 284 号）

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 項の改正規定は、令和 3 年 12 月 28 日から施行する。

附 則（令和 6 年 12 月 24 日告示第 276 号）

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 項の改正規定は、令和 6 年 12 月 24 日から施行する。

別表（第 4 条関係）

補助対象機器	補助金の交付要件	補助対象者	補助対象経費	補助金の額
木質バイオマス燃焼機器	次に掲げるものとする。 (1) 市内に存する住宅等に補助対象機器を設置し、又は市に存する補助対象機器が設置された住宅等の引渡しを受けること。 (2) 補助対象機器の設置工事の着工又は補助対象機器が設置された住宅等の引渡し、交付決定日以降であること。 (3) 補助対象機器が未使用のものであること。	次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。 (1) 市内に居住し、かつ、市内に住所を有する個人又は市内に事業所若しくは事務所を有する事業者であること。 (2) 市税に未納がないこと。 (3) この要綱による補助金（木質バイオマス燃焼機器に係るものに限る。）の交付をこれまでに受けていないこと。	補助対象機器の購入・設置に関する費用（消費税及び地方消費税の額は除く。）	補助対象経費の 3 分の 1 又は 10 万円のいずれか低い額（算出された金額に 1,000 円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）。

様式第 1 号（第 6 条関係）
登米市再生可能エネルギー設備導入支援事業補助金交付申請書

年 月 日

（あて先）登米市長

申請者（申請区分 ☐個人 ☐事業者）

住 所 (事業者にあつては、市内の事業所等の所在地)	
氏 名 (事業者にあつては、名称及び代表者の氏名)	フリガナ
連絡先	電話 ()
担当者 (事業者の場合)	氏 名 連絡先

登米市再生可能エネルギー設備導入支援事業補助金の交付を受けたいので、登米市再生可能エネルギー設備導入支援事業補助金交付要綱第 6 条の規定により下記のとおり申請します。

記

1 補助対象機器の設置予定場所	〒 ー 登米市
2 建築の区分	☐ 新築 ☐ 既築
3 購入予定の補助対象機器 (メーカー・製品名)	メーカー： 製品名：
4 工事着工予定日	年 月 日
5 補助対象経費の支出予定額	円
6 補助金の交付申請額 (千円未満切捨て)	円

7 手続代行者	【住所】 〒 — 【会社名】 【代表者名】 【担当者名】 【電話番号】 【FAX番号】
8 添付書類	(1) 収支予算書 (2) 補助対象経費の内訳が記載された工事請負契約書、売買契約書又は見積書の写し (3) 当該補助対象機器設置場所の現況写真及び配置予定図 (4) 建物が申請者の所有するものでない場合にあっては、当該建物の所有者の承諾書（様式第2号） (5) 補助対象機器が確認できるカタログ及び仕様書の写し (6) 市税を滞納していないことを証する書類 (7) 市内に事業所又は事務所を有することを証する書類（事業者に限る。） (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類 ※手続代理者及び手続代行者を依頼する場合は、手続代行届

（申請書記入上の注意）

- (1) 申請書の各欄全てに、それぞれ所定の内容を記入してください。また、□欄には、該当するものを「レ」でチェックしてください。
- (2) 補助対象となる機器は、この申請に対する補助金の交付決定後に設置するものに限られますので、「4 工事着工予定日」に記入した日付にかかわらず、実際に市から補助金の交付決定を受けた日以降に工事に着手してください。
- (3) 補助対象経費の支出予定額は、補助対象機器の設置・購入に要する費用とし、消費税及び地方消費税を除いた額を記入してください。
- (4) 補助金の交付申請額は、補助対象経費の支出予定額の3分の1又は10万円のいずれか少ない額を記入してください。

様式第 2 号（第 6 条関係）

年 月 日

（あて先）

登米市長

（承諾者）

住 所 (事業者にあつては、市 内の事業所等の所在地)	
氏 名 (事業者にあつては、名 称及び代表者の氏名)	フリガナ
連絡先	電話 ()
担当者 (事業者の場合)	氏 名 連絡先

承諾書

今般、登米市再生可能エネルギー設備導入支援事業において対象機器の設置を予定している建物は、私の所有に係るものであるため、登米市再生可能エネルギー設備導入支援事業補助金交付要綱第 6 条第 2 項の規定に基づき、当該建物に以下の申請者が対象機器を設置することを承諾します。

記

対象機器の設置を予定する住所等

設置場所住所	〒
申請者の住所	〒
申請者の氏名	
申請者との関係	

様式第 3 号（第 7 条関係）
登米市再生可能エネルギー設備導入支援事業補助金
変更等承認申請書

年 月 日

（あて先）
登米市長

（申請者）

住 所 （事業者にあつては、市 内の事業所等の所在地）	
氏 名 （事業者にあつては、名 称及び代表者の氏名）	フリガナ
連絡先	電話 （ ）
担当者 （事業者の場合）	氏 名 連絡先

年 月 日付け第 号で補助金交付決定通知のあつた登米市再生可能
エネルギー設備導入支援事業について、下記の理由により事業の内容を変更・中止・
廃止したいので、登米市再生可能エネルギー設備導入支援事業補助金交付要綱第 7 条
の規定により関係書類を添えて申請します。

記

	変更	中止	廃止
変更等の内容			
変更等の理由			

・ 手続代理者又は手続代行者

住 所	〒 —
会社名・拠点名	
代 表 者 名	

※ 対象システムを購入する予定の会社名及び営業所名又は販売代理店名及び住所を記入してください。株式会社、有限会社などは省略せずに記入してください。

※ 代表者とは、手続を代理又は代行する会社又は拠点の代表者を指します。肩書きと氏名を記入してください。

実務担当者名	
電 話 番 号	— —
F A X 番 号	— —
電子メール アドレス (パソコンのみ)	

様式第4号（第8条関係）
登米市再生可能エネルギー設備導入支援事業補助金実績報告書

年 月 日

（あて先）
登米市長

（申請者）

住 所 （事業者にあつては、市内の事業所等の所在地）	
氏 名 （事業者にあつては、名称及び代表者の氏名）	フリガナ
連絡先	電話 （ ）
担当者 （事業者の場合）	氏 名 連絡先

年 月 日付け第 号で交付決定を受けた登米市再生可能エネルギー設備導入支援事業について、下記のとおり実施したので、登米市再生可能エネルギー設備導入支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 補助対象機器を設置した場所	〒 ー 登米市
2 建築の区分	☐ 新築 ☐ 既築
3 購入した補助対象機器 （メーカー・製品名）	メーカー： 製品名：
4 工事着工年月日	年 月 日
5 工事完了年月日 （引渡し年月日）	年 月 日
6 補助対象経費の実支出額	円

7 補助金の交付額 (千円未満切捨て)	円
8 補助金の振込先 (注) 右記の内容に誤りがないことを確認するため、通帳の写しを添付してください。 (注) ゆうちょ銀行の振込先口座番号は、通常の口座番号とは異なりますので、郵便局に確認の上、記入してください。	【金融機関名（カタカナ）】 【支店名（カタカナ）】 【銀行番号】 【支店番号】 【預貯金種類】 ☐ 普通 ☐ 貯蓄 ☐ 当座 【口座名義（カタカナ）】 【口座番号】
9 手続代行者	【住所】 〒 — 【会社名】 【代表者名】 【担当者名】 【電話番号】 【F A X 番号】

10 添付書類	(1) 収支決算書 (2) 補助対象事業の実施状況を示す写真 (3) 補助対象経費の支払に係る領収書の写し及び内訳書 (4) 補助対象機器が設置された住宅を購入した場合にあっては、当該住宅の建築確認済書 (5) 別荘に設置する場合又は補助対象機器が設置された別荘を購入した場合にあっては、補助事業者が当該補助対象機器を設置した建物等を所有していることを証明する登記事項証明書 (6) 補助金振込先金融機関の口座通帳の写し (7) 申請時に市内に住所のない場合は、補助対象機器を設置した住宅に居住していることがわかる住民票の原本（発行日から3か月以内のもの）
---------	--

(注意事項)

- (1) 申請書の各欄全てに、それぞれ所定の内容を記入してください。また、□欄には、該当するものを「レ」でチェックしてください。
- (2) 補助対象経費の実支出額は、補助対象機器の設置・購入に要した費用とし、消費税額及び地方消費税額を除いた額を記入してください。
- (3) 補助金の交付額は、補助対象経費の実支出額の3分の1又は10万円のいずれか少ない額を記入してください。

様式第5号（第12条関係）

登米市再生可能エネルギー設備導入支援事業補助対象機器財産処分承認申請書

年 月 日

（あて先）

登米市長

（申請者）

住 所 (事業者にあつては、市内の事業所等の所在地)	
氏 名 (事業者にあつては、名称及び代表者の氏名)	フリガナ
連絡先	電話 ()
担当者 (事業者の場合)	氏 名 連絡先

年 月 日付け 第 号で交付決定のあつた登米市再生可能エネルギー設備導入支援事業補助金の対象機器について、下記のとおり処分したいので、登米市再生可能エネルギー設備導入支援事業補助金交付要綱第12条の規定により、承認されるよう申請します。

記

1 交付決定番号（補助金交付決定通知書右上に記載の記号番号を記入）

第	号
---	---

2 処分の方法

該当する項目に○をつけてください。

売却	譲渡 (無償)	交換	貸与	担保	廃棄	その他

※「その他」の場合は、具体的に記入してください。

()

3 処分の時期

年 月 日（から 年 月 日まで）

4 処分の理由

5 処分の条件（処分することによって収益があった場合は、その額を記入してください。）

様式第 1 号 (第 6 条関係)

様式第 2 号 (第 6 条関係)

様式第 3 号 (第 7 条関係)

様式第 4 号 (第 8 条関係)

様式第 5 号 (第12条関係)